

UN ひかりサービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (本約款の適用)

株式会社U-NEXT LIVING PARTNERS（以下「当社」といいます）は、この「UN ひかりサービス契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対しUN ひかりサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

### 第2条 (用語の定義)

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

#### ① 提供契約

本サービスの提供を希望する者と当社の間で締結される、本約款、本条に定める申込書その他の文書にて当社が提示する本サービスに関する条件をその内容とする契約をいいます。

#### ② 契約者

当社と提供契約を締結した者をいいます。

#### ③ 申込書

当社に提供契約を申込むための当社所定の書面をいいます。

#### ④ 電気通信設備

本サービスを利用するため必要な機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。

#### ⑤ 契約物件

提供契約にて指定される本サービスが導入される集合住宅その他建物をいいます。

#### ⑥ 利用者

契約物件の入居者等、本サービスにより提供されるインターネット接続サービスを利用する者をいいます。

#### ⑦ 遠隔監視

当社が提供契約に基づき導入した電気通信設備の接続状況を、ネットワーク経由で監視することをいいます。

#### ⑧ 導入工事

インターネット接続サービスその他本サービスに含まれるサービスの提供を受けるために必要な広帯域回線の敷設および引込工事、電気通信設備の設置をいいます。

#### ⑨ 契約期間

本サービスのうち導入工事完了後に提供されるサービスを、契約者が当社から受けることが可能な期間をいいます。

#### ⑩ 月額利用料金

提供契約に基づき契約者が当社に毎月支払うべき料金をいい、契約物件の規模等によって個別に定めるものとします。なお、課金開始日は、契約期間の開始日の属する月の翌々月 1 日からとします。

### 第3条 (本約款の変更)

- 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。

- ①本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - ②本約款の変更が、提供契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社ウェブサイトに掲示または当社が任意に選択する方法により契約者に通知します。
  3. 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

## 第2章 本サービスの内容等

### 第4条 (本サービスの内容)

1. 当社は、本サービスとして、導入工事、契約物件の各住戸に無線 LAN アクセスポイントを設置する方式によるインターネット接続サービスの提供、遠隔監視、電気通信設備の保守、利用者のサポート等の業務を一括して行います。但し、申込書において本約款と異なる内容を定めた場合は、当該申込書の内容が優先して適用されるものとします。
2. 本サービスにおいて提供するインターネット接続サービスは、ベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉、交換機収容局からの距離などにより速度が低下することがあります。
3. 本サービスは、インターネットに接続できることを保証するものではありません。

### 第5条 (本サービスの種類)

前条第1項の規定にかかわらず、本サービスの提供方法は、当社が現場調査を行ったうえで、最も契約物件に適していると判断した方式によるものとします。なお、契約者の希望により方式を変更する場合、契約者は追加で発生する費用を負担するものとします。

## 第3章 本サービスの申込

### 第6条 (契約の申込と成立)

1. 本サービスの提供を希望する者は、本約款の内容をすべて確認・承諾したうえで、申込書その他当社所定の書面に必要事項を記載して当社に提出するものとします。
2. 提供契約は、前項の申込書等を当社が受理し、承諾したときに成立します。
3. 本約款に別段の定めがある場合を除き、提供契約は、契約期間が終了した時に終了するものとします。
4. 当社は、次の各号に該当する場合には、提供契約の申込を承諾しないことがあります。当社は、当該不承諾について提供契約の申込みをした者（以下「申込者」といいます）からの理由の開示、異議、損害賠償の請求に応じる責任を負いません。
  - ① 申込書に虚偽の記載または記入漏れその他不備があったとき
  - ② 申込者が過去に当社が提供する他のサービスの利用の停止、当該他のサービスに係る契約の解除等を受けたことがあるとき
  - ③ 申込者が月額利用料金の口座振替のために指定した金融口座の名義人が申込者ではない場合において、口座振替について当該名義人の承諾を得られないとき
  - ④ 申込者が第30条に定める反社会的勢力に所属または関係していると判明したと

き

- ⑤ 契約物件への本サービスの提供が技術上困難であるとき
- ⑥ 前各号のほか、提供契約の申込みを承諾することが不適切であると判断したとき

## 第7条 (提供契約の誠実履行)

契約者および当社は、提供契約に基づく義務を、信義を旨とし、誠実に履行するものとします。

## 第8条 (契約内容の変更)

本約款に別段の定めがある場合を除き、提供契約の内容を変更する必要が生じた場合は、契約者と当社の協議のうえ合意した内容を記載した契約書面を取り交わすことにより変更できるものとします。但し、当社は、利用者が少ない、契約物件に空室が多い、導入工事が未完了の住戸がある等を理由とした月額利用料金その他金銭債務の減免、提供契約の有効期間の短縮その他の提供契約の内容の変更の申し出に応じる義務を負いません。

## 第9条 (契約者情報の変更)

契約者は氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の方法にて変更手続を行うものとします。

## 第10条 (契約期間)

契約期間は、導入工事の完了日（以下「提供開始日」といいます）から起算して契約物件ごとに申込書において定める期間が経過した月の末日までとします。但し、契約期間が満了する3ヶ月前までに、契約者、当社いずれからも書面による別段の意思表示がない場合、契約期間は同一の条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 第11条 (本サービスの中止・中断)

- 1. 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止または中断することができます。なお、この場合であっても、契約者は月額利用料金の支払義務は免れません。
  - ① 電気通信設備の保守もしくは工事を定期的または緊急に行う場合。
  - ② 天災地変、事変、暴動、内乱、火災、停電、電気通信設備の盗難、電気通信回線障害、政府の規制その他の当社の支配することのできない事由が生じた場合。
  - ③ 月額利用料金の支払が2ヶ月以上遅延した場合。
  - ④ その他当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2. 当社は、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を中止または中断した場合には、契約者の申し出により協議のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。この場合において、必要な措置に費用が発生するときは、契約者がこれを負担するものとします。なお、これにより本サービスの提供が滞ったことを理由としての月額利用料金の支払いは免れないものとします。
- 3. 契約者は、当社が前項により本サービスの提供を中止または中断しようとする場合には、必要に応じ利用者に対して、事前に本サービスを中止または中断する旨の通知を行うことがあることを予め承諾するものとします。

## 第4章 電気通信設備の導入工事

### 第12条（導入条件）

1. 契約者は、電気通信設備を設置するためには、契約物件内に当社の定める条件を満たす設置スペースおよび電源が必要であることを予め承諾し、当社に対し無償で提供するものとします。
2. 当社は、前項に定める設置スペースの状況を確認するための現地調査を実施します。
3. 契約者は、当社による前項に定める現地調査着手後から提供開始日までに契約者の都合により提供契約を解約した場合には、キャンセル費 16,000 円（税抜）を当社に支払うものとします。

### 第13条（導入工事）

1. 導入工事は、当社が定めた工事期間内に契約物件の全住戸一斉に、当社または当社指定の電気工事会社もしくは建設会社が行います。但し、当社は、居住者の都合、建物の物理的な事情その他当社の制御できない事由により導入工事を完了できなかった住戸がある場合には、当該住戸について導入工事を完了する責任を負わないものとし、当該住戸の導入工事は、当該居住者から希望があった時または空室になったことを知った時に手配します。
2. 当社による標準的な導入工事を実施するために別途工事が必要な場合には、契約者は、当該工事を、契約者の判断により当社または第三者に委託できるものとします。但し、第三者に委託する場合は、事前に当社に通知して承諾を得るものとします。
3. 契約者は、前項に基づき電気通信設備の導入工事を当社に委託する場合、当社所定の書面により発注を行うものとします。
4. 当社は、前項に基づき契約者から委託された導入工事を、当社の判断により第三者に再委託できるものとします。
5. 契約物件等に居住する者等の都合により導入工事が未完成の工事がある場合でも、当社の判断により本サービスの提供は開始されるものとします。なお、その場合であっても、初期導入費用および、月額利用料金の減額等は行わないものとします。
6. 契約者は、契約者または入居者の事情で導入工事が本サービス提供開始時に完了していない場合、当社が本サービスの提供を開始した時点で、導入工事を完了したものとみなし、初期導入費用および、月額利用料金を第24条の定めに従い支払うものとします。

### 第14条（導入工事の遅延等）

1. 契約者は、当社が通知した工事着手日の3営業日前を経過した後に契約者の希望で工事着手日を延期または中止した場合には、当社が工事の準備に要した費用を、工事キャンセル費用として当社に支払うものとします。
2. 導入工事が未完成の住戸がある場合であっても、契約期間は、導入工事を完了できなかった住戸を除く工事完了日を提供開始日として開始するものとします。この場合であっても、月額利用料金の減額等は行いません。

### 第15条（導入後のサポート）

当社は、契約物件における電気通信設備の導入工事の完了後、以下のサポートを行います。

- ① ルーター等の電気通信設備の遠隔監視保守
- ② 利用者からの電話、封書等によるお問い合わせへの対応
- ③ 第5章に基づく電気通信設備の保守サービス

## 第5章 電気通信設備の保守サービス

### 第16条（保守サービスの対象設備）

当社による保守サービスの対象となる電気通信設備（以下「対象設備」といいます）は、以下のとおりとします。

- ① 当社が所有権または使用する権利を有する電気通信設備
- ② 当社が契約者に対して販売し、導入工事を行った電気通信設備

### 第17条（保守サービスの範囲）

1. 保守サービスとは、対象設備に故障が発生した場合、当社が契約者の要請に基づき、技術員を対象設備導入場所に派遣し、対象設備の修理・調整を行うことをいいます。
2. 保守サービス提供時間は、第21条記載の時間帯に限るものとし、保守サービス提供時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に技術員を派遣するものとします。
3. 当社は、保守サービスを当社指定の第三者に再委託することができるものとします。

### 第18条（保守サービスの料金）

1. 対象設備に対する保守サービスの料金は、月額利用料金に含むものとします。但し、次のいずれかの事由によって必要となった対象設備の修理または調整等の諸作業については、有償で提供するものとします。
  - ① 電話線、ジャンパ線等の構内配線に関する工事。
  - ② 対象設備の保証書等に記載された使用方法に反した契約者、利用者その他契約物件の使用者等の利用取扱いに起因する障害。
  - ③ 当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含む）以外の者による修理または調整。
  - ④ 契約者、利用者その他契約物件の使用者等による故意の対象設備の破損。
  - ⑤ 当社の承諾なしに行なった対象設備への他の装置や器具の取付けまたは接続。
  - ⑥ 天災事変、火災、盗難、サイバー攻撃その他不可抗力。
2. 当社が所有権または使用する権利を有する電気通信設備を、その経年劣化や機能の陳腐化を理由として当社の判断により交換または更新する場合の費用は、当社が負担します。
3. 保守サービスの提供に必要となる交換部品・付属部品の交換は無償とし、構内配線および宅内モジュラージャック等の接続部品の交換は有償とします。

### 第19条（設置場所変更）

1. 契約者は、対象設備の設置場所を変更しようとする場合、事前に新しい設置場所を当社に書面で通知するものとします。
2. 設置場所の変更における工事は当社または当社が指定する工事会社が行うものとし、変更に必要な諸費用は契約者の負担とします。
3. 設置場所の変更に伴い、提供契約の内容を変更する必要があると当社が判断した場

合、当社は、契約者と協議のうえ、提供契約を書面で変更または解除することができます。

#### 第20条（電気通信設備の保険）

当社が所有または使用する権利を有する電気通信設備に保険を付保し、当社が保険金受取人になることを契約者は防げないものとします。

#### 第21条（保守サービス対応・受付時間帯）

1. 保守サービスの対応・受付時間帯は、以下のとおりとします。
  - ① 対応時間 9：00～18：00（年末年始を除く）
  - ② 受付時間 24時間（年末年始を除く）
2. 遠隔監視についても上記と同様とします。

#### 第22条（契約者の協力義務）

契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力をを行うものとします。

- ① 当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備・構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること。
- ② 電気通信設備および保守サービスにおいて消費される光熱費（電気代等）を無償で提供すること。また、その提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
- ③ 契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね1ヶ月前までに当社に日程等の通知を行うものとします。

#### 第23条（通信の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにおいて提供するインターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、1の通信について、その通信時間が一定時間を超えるときまたはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限もしくは切断することがあります。
5. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

6. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

## 第6章 支払

### 第24条（請求ならびに支払方法）

1. 月額利用料金の支払方法は、契約者の指定する金融機関の口座振替によるものとし、当月分の月額利用料金を翌月の27日（27日が金融機関等の休業日の場合には、翌営業日）に引き落とすものとします。但し、契約者が請求書払い（当月分の月額利用料金を当社が契約者に対し発行する請求書に定める支払期限までに当社の指定する金融機関に振込むことにより支払う方法）を申込み、当社が承諾した場合には、この支払方法によるものとします。
2. 前項本文に定める金融機関の口座名義人が契約者または第三者のいずれであるかを問わず前項に定める口座振替ができなかった場合または契約者が支払を遅延した場合、契約者は当社に対し、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、年14.6%の割合で算出される額を遅延損害金として支払うものとします。
3. 契約者が支払を遅延した場合、当社は、契約者の支払が完了するまでの間、本サービスの提供を中断することができます。
4. 支払済の月額利用料金はいかなる場合も返金されないものとします。
5. 消費税などの公租公課および支払いに要する手数料は契約者の負担とします。

## 第7章 一般条項

### 第25条（権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、提供契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。

### 第26条（地位の譲渡）

1. 契約者は、契約物件の所有権を第三者に移転する場合、前条の規定にかかわらず、契約者の負担と責任において速やかに提供契約の当事者としての地位を当該第三者に承継させるものとします。なお、契約者は、当社所定の書式により当該承継手続きを行うものとします。
2. 前項の第三者が提供契約の地位承継に応じなかった場合は、契約者による中途解約として、第29条第2項を適用するものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により地位譲渡の承認請求があったときは、地位譲渡を受けようとする者が月額利用料金その他債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合その他当社の業務遂行上支障がある場合を除き、これを承認します。

- 当社は、本条第1項に基づく地位譲渡を承認しなかったことにより、契約者その他第三者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

## 第27条（届出義務）

- 相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の変更があったときは、相続人または合併もしくは分割等により契約者の提供契約における契約上の地位を承継した法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と決め、これを届け出るものとします。また、これを変更するときも同様とします。
- 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

## 第28条（契約の解除）

- 契約者および当社は、相手方が本約款の条項に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかったときは、提供契約を解除することができるものとします。
- 当社は、契約者に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに提供契約を解除することができるものとします。
  - 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売を申し立てられ、または国税徴収法による滞納処分その他公権力の行使を受けたとき
  - 解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - 信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき
  - 提供契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき
  - 当社と締結している他の契約に違反したとき、または違反するおそれがあると当社が判断したとき
  - 提供契約に基づき支払うべき金銭の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき
  - その他提供契約を継続することが困難であると客観的に認められたとき

## 第29条（中途解約）

- 契約者および当社は、契約期間中であっても、相手方に対し書面による3ヶ月前の予告期間をもって通知し、承諾を得ることにより提供契約を解約することができます。但し、契約者は、3ヶ月分の月額利用料金を一括で支払うことにより即时解約することができます。
- 契約者は、契約期間を経過する前に提供契約を解約する場合、電気通信設備の撤去に必要な諸費用および契約期間満了までの月額利用料金の合計額を違約金として当社に一括現金にて支払うものとします。
- 前項の規定は、前条または次条に基づき契約者が契約解除された場合にも適用される

ものとします。

### 第30条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。
  - ① 暴力団、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること
  - ② 契約者または当社が法人の場合、その役員、主要な株主その他実質的に法人の全部または一部を支配する者が反社会的勢力であること
  - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していること
  - ④ 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと
2. 契約者または当社が前項の表明保証に反した場合、相手方は催告することなくまた何らの損害賠償義務を負うことなく直ちに提供契約を解除できるものとし、併せて発生した損害の賠償を請求できるものとします。
3. 契約者および当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとします。

### 第31条（期限の利益の喪失）

提供契約が終了したときは、その終了の理由の如何を問わず、契約者は期限の利益を失い、当社に対する一切の支払債務を即時に一括現金にて支払うものとします。

### 第32条（終了後の措置）

1. 提供契約に別段の定めがある場合を除き、提供契約の終了後、当社が所有権または使用する権利を有する電気通信設備が契約物件に残存する場合は、当社の負担により当該設備を撤去します。但し、契約者が所有または使用する権利を有する設備その他構築物等により別途費用が発生する場合は、契約者が当該別途費用を負担するものとします。
2. 前項の撤去は、契約物件の原状回復を目的とするものではなく、当社はいかなる場合であっても契約物件の原状回復義務を負いません。
3. 当社は、当社の判断により LAN 配線、室内コンセントその他の設備の所有権を放棄し、これらを契約物件内に残置することができるものとします。但し、契約者は、撤去費用を負担することにより当該残置設備の撤去を当社に委託できるものとします。

### 第33条（損害賠償）

1. 当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が停止した場合、そのサービスが全く利用できない状態（電気通信設備による全ての通信・通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、月額利用料金1ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とみなし、当該金額の範囲内で賠償に応じるものとします。
2. 天災地変、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行、不可抗力、その他当社の責めに帰すべきではない事由に起因して本サービスの提供が中断した場合、当社は速やかに契約

者に通知のうえ、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。但し、当該中断により契約者に発生した損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

3. 契約者の責めに帰すべき事由に起因して本サービスの提供が中断した場合、当社は、契約者の申し出により契約者と協議のうえ、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。この場合、必要な措置に関する費用については契約者の負担とします。
4. 本条第2項または前項により本サービスの提供が中断した場合、契約者は月額利用料金の支払義務を免れません。
5. 契約者は、契約者自身の責任において本サービスの提供を受けるものとし、本サービスの利用によって契約者、利用者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第34条（守秘義務）

契約者は、提供契約に関連して知り得た当社の技術上または営業上の情報その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、提供契約の有効期間中はもとより、提供契約終了後も第三者に対して開示、漏洩することはできません。

#### 第35条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者または利用者の個人情報については、当社の定める「個人情報の取扱いについて（<https://unext-lp.co.jp/privacy/policy2.html>）」に定めるほか、次の各号に掲げる場合を除き使用しないものとします。  
また、個人情報の取扱いにあたっては、適法かつ公正な手段を用います。
  - ① 本サービスを提供するにあたり、個人情報を適切に取扱うことを書面等で義務付けた業務提携先または業務委託先に対し、業務遂行の目的により個人情報を提供する場合。
  - ② 本サービスその他当社が企画運営するサービスの品質向上を目的に、個人情報を集計および分析する場合。
  - ③ 前号の集計および分析等で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。
  - ④ 当社の商品・サービスの情報提供のためにDM等のご案内を差し上げる場合。
  - ⑤ 本サービスの障害、不具合、事故発生時の調査・対応のために情報の開示または提供が必要とされる場合。
  - ⑥ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。
  - ⑦ その他当社が本人に対し通知し、または予め公表した目的に利用する場合。
2. 上記に定めのない事柄に対しては、個人情報保護に関する法令および電気通信事業法に基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密は守られるものとします。

#### 第36条（注意喚起）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいま

す)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

### 第37条（協議）

1. 提供契約の履行に関し契約者と当社の間に疑義が生じた場合、両者は協議の上誠意をもって解決に努めるものとします。
2. 前項の協議を行ってもなお解決できず訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第38条（準拠法）

本約款および提供契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

### 第8章 附則

1. 2018年1月1日制定
2. 2019年8月1日改正（「U-ひかりサービス契約約款」から改称）
3. 2020年8月1日改正
4. 2021年3月1日改定
5. 2023年7月1日改定
6. 2024年9月1日改定